

環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉、
欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉及び英国協定適用牛肉の輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項及び第5項の規定に基づき、令和8年度における環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉及び英国協定適用牛肉の輸入数量を下記のとおり公表する。

記

○環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量

令和8年度における輸入基準数量：684,400トン

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分	公表日
4月	上旬	20,425 トン	663,975 トン	令和8年4月17日
	中旬	28,202 トン	656,198 トン	令和8年4月27日
	下旬	-	-	
5月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
6月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
7月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
8月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
9月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
10月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
11月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
12月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
1月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
2月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
3月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の3の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和8年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

・輸入数量にはオーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量を含む。

○環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉の輸入数量

令和8年度における輸入基準数量：684,400トン

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分	公表日
4月	上旬	20,425 トン	663,975 トン	令和8年4月17日
	中旬	28,202 トン	656,198 トン	令和8年4月27日
	下旬	-	-	
5月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
6月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
7月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
8月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
9月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
10月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
11月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
12月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
1月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
2月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
3月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の3の2の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和8年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

・輸入数量は、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量及び英国協定適用牛肉の輸入数量の合計数量。

○欧州連合協定適用牛肉の輸入数量

令和8年度における輸入基準数量：49,722トン

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分	公表日
4月	上旬	11トン	49,711トン	令和8年4月17日
	中旬	17トン	49,705トン	令和8年4月27日
	下旬	-	-	
5月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
6月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
7月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
8月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
9月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
10月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
11月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
12月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
1月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
2月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
3月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の39の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和8年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

○アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量

令和8年度における輸入基準数量①：271,040トン、輸入基準数量②：684,400トン

月	旬	累計輸入数量① (アメリカ合衆国協定 第一輸入数量 ^{※1})	輸入基準数量①と 累計輸入数量① との差分	累計輸入数量② (アメリカ合衆国協定 第二輸入数量 ^{※2})	輸入基準数量②と 累計輸入数量② との差分	公表日
4月	上旬	12,147 トン	258,893 トン	32,572 トン	651,828 トン	令和8年4月17日
	中旬	15,418 トン	255,622 トン	43,619 トン	640,781 トン	令和8年4月27日
	下旬	-	-	-	-	
5月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
6月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
7月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
8月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
9月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
10月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
11月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
12月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
1月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
2月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
3月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の46の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和8年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

※1 アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量。

※2 アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉(英国を原産地とするものを除く。)の輸入数量の合計数量。

○英国協定適用牛肉の輸入数量

令和8年度における輸入基準数量：49,722トン

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分	公表日
4月	上旬	11トン	49,711トン	令和8年4月17日
	中旬	17トン	49,705トン	令和8年4月27日
	下旬	-	-	
5月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
6月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
7月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
8月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
9月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
10月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
11月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
12月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
1月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
2月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
3月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の53の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和8年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

・輸入数量には欧州連合協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉(英国を原産地とするものに限る。)の輸入数量を含む。